

ニーズ別保証制度一覧表

保証制度名		対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率（％）									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用※1	責任共有	備考	
							1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分				
新規に事業を始められる方																			
スタートアップ創出促進保証 （ＳＳＳ保証）		会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後5年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から5年未満の会社	3,500万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.05 （創業関連保証の保証料率に0.2上乗せ）									－	対象外	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要	
創業関連保証		個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む。）	3,500万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									○	対象外		
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	2,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	運転資金 設備資金	1.45%	0.58 （県の保証料補給により実質的な保証料率は0.00）									○	対象外	
	経営者保証免除タイプ	県内で会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後1年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から1年未満の会社であって、経営者保証免除対応の適用を受けようとするもの	2,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	運転資金 設備資金	1.45%	0.78 （県の保証料補給により実質的な保証料率は0.20）									－	対象外	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証		丸亀商工会議所等の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む。）	700万円	5年以内	運転資金 設備資金	1.50%	0.58									○	対象外	丸亀市の保証料及び利子補給あり	
原材料高騰、物価高、人手不足等の影響を受けている方																			
協調支援型特別保証		①または②に該当する方 要件①：申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上、融資期間12か月以上のプロパー融資を受ける方、 要件②：申込金融機関の支援を受けつつ、自ら「経営行動計画書」の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済 分割返済	1年以内 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	【要件①の場合】									○	対象	保証料は、国の保証料補助後の利率。要件①は協会申込受付日により保証料補助率が異なる（左記の保証料率は令和8年3月31日受付分まで）
								0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23			
								【要件②の場合】											
								1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34			
小規模事業者の方																			
小口零細企業保証		一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 分割返済	1年以内 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	対象外	
【県制度】 小口零細企業融資保証		県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内		運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	○	対象外	
				7年超10年以内		運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45			
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証		市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内	運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象	高松市の保証料及び利子補給あり	
							0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										対象外		
							0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												
【県・市町協調】 市町小口融資保証 （特産振興小口融資）		県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象	保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる	
							0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										対象外		
							0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												

保証制度名			対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率（％）									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用※1	責任共有	備考	
								1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分				
一般的な事業資金が必要な方																				
普通保証			一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象		
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）			業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75（5号又は7～8号）									○	対象		
								0.85（1～4号又は6号）										対象外		
【県制度】 経営安定融資	一般タイプ	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	運転資金 設備資金	1.80%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象		
								0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										○		対象外
								0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												
		短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.70%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象		
								0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										○		対象外
								0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												
	経営者保証非提供 促進タイプ	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方であって、保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たす法人	8,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内	運転資金 設備資金	1.80%以内	【0.25%上乗せの場合】									－		国の保証料補助あり※2	
								1.80	1.70	1.50	1.30	1.15	1.10	0.95	0.80	0.65		対象		
								0.85（セーフティネット保証5号）										対象外		
								0.85（セーフティネット保証4号）										対象外		
								【0.45%上乗せの場合】										対象		
								2.00	1.90	1.70	1.50	1.35	1.30	1.15	1.00	0.85		対象		
		短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方であって、保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たす法人	1,000万円	1年以内	運転資金	1.70%以内	【0.25%上乗せの場合】									－		国の保証料補助あり※2	
								1.80	1.70	1.50	1.30	1.15	1.10	0.95	0.80	0.65		対象		
								0.85（セーフティネット保証5号）										対象外		
								0.85（セーフティネット保証4号）										対象外		
								【0.45%上乗せの場合】										対象		
								2.00	1.90	1.70	1.50	1.35	1.30	1.15	1.00	0.85		対象		
【県制度】 経済変動対策融資			県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象		
								0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										○		対象外
								0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												
					7年超 10年以内	運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象		
								0.60（セーフティネット保証5号又は7～8号）										○		対象外
								0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）												

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率（％）									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用※1	責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分			
資金の反復・継続利用が必要な方																	
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の 利用を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	2年以内	運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・ 電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	2年以内	運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
当座貸越（貸付専用型）根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の 利用を希望される、一定の要件を満たし た方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて 繰り返し行う当座貸越の利用を希望され る、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は 2年間	運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	

資金の反復・継続利用が必要な方

経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	対象	
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たした法人	8,000万円 (セーフティネット保証4号又は5号利用の場合、上記とは別に8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	【0.25%上乗せの場合】								—	対象	国	
						2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85				0.70
						1.00 (セーフティネット保証5号)											
						2.45	2.25	2.05	1.85	1.60	1.35	1.15	0.95				0.75
						1.10 (セーフティネット保証4号)											
						【0.45%上乗せの場合】											
						2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05				0.90
						1.20 (セーフティネット保証5号)											
						2.65	2.45	2.25	2.05	1.80	1.55	1.35	1.15				0.95
1.30 (セーフティネット保証4号)																	
プロパー融資借換特別保証	経営者保証を提供したプロパー借入がある、一定の要件を満たした法人	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	借換資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	対象	※2

保証制度名	対象者	限度額	保証期間	資金使途	貸付利率	保証料率（％）									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用※1	責任共有	備考
						1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分			

瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 分割返済	1年以内 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
-------------	--	---------	--------------	---------------	--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	-----------------------------

事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済 分割返済	1年以内 10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
							1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20			

金融機関・支援機関の経営支援を受けて経営強化を図りたい方

経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済	1年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	対象	
			分割返済	5年以内 7年以内			0.75 (セーフティネット保証5号)								既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 を借り換える場合に限る			

金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済 分割返済	1年以内 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80	○	対象	事業再生計画に従って設立される法人も対象
							1.00		対象外	
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証） （経営改善・再生支援強化型）	資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受ける中、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済 分割返済	1年以内 15年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.30	○ （経営者保証免除 対応を適用の場合 を除く）	対象	保証料は、国の保証料補助後の利率。
							0.30		対象外	
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.70%	0.80	○	対象	「経営改善計画」に従って設立される法人も対象	
						1.00		対象外		

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									○	対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------	--------------	------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----	--------------------

従業員の子育て支援に取り組む企業のための保証制度

【県制度】 子育て応援企業支援融資保証	県内に事業所を有し、香川県から子育て行動計画策定企業認証マークを取得した方、または国からプラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を受けた方	8,000万円 （運転資金 5,000万円）	運転 設備	7年以内 10年以内	運転資金 設備資金	1.30%以 内	1.50	1.40	1.20	1.00	0.85	0.80	0.65	0.50	0.35	○	対象	
------------------------	--	---------------------------	----------	---------------	--------------	-------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	--

※1 事業者選択型経営者保証非提供制度は、一定の要件を満たす法人が、保証料率の引上げ（財務内容により、0.25%または0.45%）を条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。
 次の信用保険が付保された保証が対象となります。無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険。
 ※2 申込日に応じて0.05%から0.15%の補助があります。令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%。